

最高裁秘書第5757号

令和元年12月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官の分限事件手続規則9条に基づき、分限事件の裁判の全文を官報に掲載して公示することで裁判官の罷免理由を公にしているにもかかわらず、司法修習生の罷免理由を公にすると、司法修習生の罷免に関する事務に支障が生じるおそれがあると最高裁判所が考えている根拠が分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

5月23日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第60号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）